



Title	岩木禮譚「ルース属領統治論」
Author(s)	矢島, 武
Description	紹介
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 6, 162-166
Issue Date	1938-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10659
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_p162-166.pdf



若木禮譯

「ルーイス屬領統治論」

矢 島 武

高く買ひたいのである。

二

本書は一八九一年のルーカス版の七一頁より三百三十頁の本文を譯出したものであつて、全編十一章に分たれ各々次の如き表題が付せられて居る。即ち、

第一章 屬領及び屬領政府の定義

第二章 屬領の例

第三章 屬領獲得の態様

第四章 一領土を屬領として統治する理由

第五章 法制の特殊性に基く屬領の獨立性

第六章 屬領を支配する事の本國に齎らす利益

第七章 本國に従屬する事の屬領に齎らす利益

第八章 屬領を領有する爲に本國の蒙むる不利益

第九章 本國に従屬する爲に本國の蒙むる不利益

第十章 屬領が直接に戴く政府の種々なる形態から生ずる夫々の不便

第十一章 屬領の終止乃至屬領たるの特性の喪失する過程

であつて第一章乃至第五章は屬領の本質を論じ第六章乃至第十章は本國と屬領とを結ぶ支配對從屬なる關係の兩者に及ぼす利害得失を論じ、第十一章は屬領が如何にして屬領たることを止めるや、即ち屬領が獨立國若くは自己の戴くと同一の本國政府に直屬する他の從

我國の植民學界はこの數年程に激しい變轉を見た事は嘗てなかつたであらう。さきに京大の山本博士講壇を退かれ、數年ならずして我々は九大の長田助教を失ひ、今又東大の矢内原教授講壇を去るに至つた。而も今日程我が植民學界に與へられたる課題の重且大なるはないであらう。かゝる時代に遭遇して我々が第一に最も恐れなければならぬことは理論の貧困を來たすと云ふことである。事に臨んで一氣呵成人も自らをも益しない論文を書きならべると云ふ風の横行することは我々の最も恐れ且嫌惡するところである。

私は植民學に限らず理論の貧困を救ふ道は今一度び不朽の古典へ立ちかへつて三思することであると考へる者であるが、その意味に於て、若木教授がルーイスの不朽の名著「屬領統治論」を邦語に移された功績を

屬的共同體と自らを區別する特性を如何にして喪失するやに就いて考察を爲して居る。

抑々ルイスは政治學を次の三大部分に分つ。

- 一、政府の本質及び種類、並之の直接の被統治者との關係
- 二、獨立共同體の政府間の關係(即ち國際法及び國際道德)
- 三、支配的共同體對從屬的共同體の關係即ち、最高政府對從屬者との關係

本書に於てはこの第三の部門を取扱はんとしたのである。この部門の研究は今日に於ても最も後れた部分と考へるものであるが、ルイスが本書を發表した當時即ち一八四一年前後に於ては前人未發の分野と稱して過言でなかつたのである。ルーカスも一九六一年版の序言にこの方面の類書がルイスの著書の出現迄は皆無と稱して差支無き旨を述べて居る。

ルイスの政治的立場は極めて民主主義的であり、又平和主義的である。本書の目指すところも本國對從屬地との關係を改善して世界平和の爲めに資すると共に、民衆輿論に基く政治形態の振作を賞揚して居る。かかる立場は勿論ルイスにのみ特有のものではなく、ヂエ・エス・ミルの植民論にも窺れるところと考へるが、ルイスが本國對屬領と云ふ權力的支配關係の中にかゝる理想を織り込む手際はまことに興味あるとこ

ろと云はねばならない。

ルイスは先づ第一章に於て植民地コロニーと屬領ドミニオンとを峻別する方法をとつて居るが、我國の現在の通説に云ふ植民地は寧ろ彼の云ふ屬領に一致するものである。彼が植民地と屬領とを區別する態度は當時の英國の經濟學が政治と經濟とを峻別する立場を取つたのと思ひ合せて學說史的に興味あることである。然し本國、植民地の經濟關係は現代に於て最も非自由主義的なのもの一つである。我々は之れを政治と經濟との綜合した現象として理解すべきものであると考へる。

抑々ルイスの理解する屬領は本國と獨立した一政治共同體であつて、唯主權は本國の有するところであるが、屬領政府には廣範な統治の權能が委任されたものである。我國の植民地も亦然りであつて、内地の官廳は各省大臣と雖も唯内地を管轄するのみで、其の權限は植民地に及ばず、植民地の行政は一般に植民地官廳に任かされて居り、中央政府は唯其の大體を監督するのみである。

一方に於てルイスは植民史家である。彼は一章に於ける一般的定義に引續いて、第二章では其の豊富な史料を驅使して、時代を異にし又國家を異にする本國社會對屬領社會の關係の主要な形態を示して居る。

譯者も亦植民史專攻の學者、譯文も頗る明快であつて私が最も興味をもつて拜讀した章の一つである。

第三章に於ては屬領獲得の方法として史上征服によつた場合、自發的割讓によつた場合、移住によつた場合を説き、コロニーと屬領との相異に論及して居る。

第四章は一國がある領土を屬領として統治する理由に就いて述べ、その主なる理由として本國政府の所在地と屬領との距離の大なることをあげ、本國屬領間の交通困難であり、領土と本國政府との間に屬領政府を介在せしめずには統治し得ないことを述べて居る。然し私は寧ろ本國と屬領との社會構造の差異が屬領統治の形態を取らしむる理由であると考へる。而して距離の大なることは二社會を一體化せしめなかつた一つの條件に過ぎないと考へるものである。例へば内地と朝鮮との相對的距離は交通機關の發達により非常に短縮されたが、尙屬領として統治する理由があるのではなからうか。

第五章は本國のみに行はれる法律と屬領のみに行はれる法律との區別を論じて居る。我國に於ても嘗て「憲法は植民地に行はるゝや」と云ふ問題で論ぜられ、又共通法、樺太、朝鮮、臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル

法律、樺太（臺灣）ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件の如き法令による若干の成文の規定さへ見て居る問題である。

彼は屬領の特異性を重んじ、可及的に屬領の法規の獨立性を認むべきことを論じて居る。

第六章では屬領を支配する事の本國に齎らす主なる利益として 一、本國政府は財政上の收入を増加すること 二、本國政府は陸海軍の兵員の供給を受けることが出来ること 三、本國民は外國貿易に比して有利なる貿易を爲し得ること 四、本國民の有利な經濟的活動地又は投資地となること 五、本國の刑事犯人のよき徵治地、更生地となること等をあげて居る。

第七章は本國に従屬することの屬領に齎らす利益と題し 一、屬領が軍事上、警察上の保護を受けること 二、財政的援助を受くること 三、貿易上の保護を受け且植民地商品は本國に於て特別待遇を受けることをあげて居る。

第八章は屬領を領有する爲に本國の蒙むる不利益として 一、屬領の保全の爲め經費を要すること 二、屬領に與ふる貿易上の特別待遇は他外國と圓滑な通商關係を結ぶ障害となること 三、屬領は本國を驅つて

戰の渦中に巻き込む機會を作ること 四、本國の政治道徳を低下せしむる危險があることをあげて居る。

第九章では本國に従屬することが屬領に及ぼす不利益を論じ、その主なるものとして、

一、本國は屬領に對し無知識にして其の特異の地位や利害を無視若くは輕視することの強いこと。従つて

(a)、屬領の法律は特に學術上の異論を招き易く (b)、屬領は本國の法律、言語及び宗教等の不當なる輸入を受け易いことをあげ、本國は可及的に屬領の法律、言語宗教等を尊重しなければならぬことを説いて居る。然し本國は低級の文明状態の人民のみによつて占められた地域又は主として本國よりの移住者よりなる地域を屬領とした場合には多少の修正の下に出来るだけ本國法を輸入することが望ましく、既に相當の文化を有する先住民によつて占められた地域を得た場合には出来る限り舊來のものを尊重すべきことを説いて居る。

而して更に彼は屬領の受ける不利益として 二、屬領は本國自體の統治上の失策其の他の原因から本國の巻き込まれる所の幾多の禍、例へば戰爭の餘波を蒙ることをあげて居る。

第十章は屬領政府の形態を 一、屬領民の參政を許

すものと 二、許さざるものとに分ち、特に後者の形態は總督が本國の出身で屬領の實情に暗きことをあげ其の不適任の爲め屬領に及ぼす悪影響の恐るべきことを述べて居る。大體に於てルースは何等かの形態に於て屬領民の參政を認むる民主主義的政府の樹立を必要なりとして居る

第十一章は屬領終止の過程に就き (一)、本國政府の直屬地となる場合 (二)、獨立國となる場合とに分つて考察して居る。

三

之れを要するに植民政策は die Kunst der Regierung von Kolonien mit dem Ziele, diese dem Mutterlande zu erhalten und sie im Einklang mit den Interessen des Mutterlandes zu entwickeln—Zöpfli である。

即ち以上の様な大きな目的の達成を目指す一大技術である。私は植民學を技術學と考へるものであるが、この意味に於て我國の植民政策はルースの論策に大いに學ぶ點ありと云はなければならない。

若木教授の邦譯亦暢達であつて讀易い。我々は教授の勞を多としなければならない。唯譯文に賛同し難き

點多少あるは瑕瑾として私に望蜀の歎を發せしむるものである。例へば六頁八行目の「例へば」は「例ひ：であつても」と譯すべきではなからうか、その爲め後半の意味が全然變つて來て居る。又法律的用語を無視して居る點が多い。パーラメント又はパーリメントをパーリアメントと書くのは（五頁二行目）よいとして協賛を最後迄協賛と書いて居るのはどうであらうか。又行政法規のことを統治規則（六頁一行目）判例法又は判例による立法を屬領立法（七頁十三行目）とするが如きは賛成し難い。

然し翻譯の困難さは一般に考へられて居る以上に甚だしいことは多少の經驗のあるものゝ知るところである。以上のことはもとより私の望蜀に過ぎない。文中或ひは教授に對し禮を失したかを恐れる。御寛恕を請ふ次第である。

我が植民學界ます／＼多事である。衷心より教授の御健闘を祈つてこゝに擲筆するものである。

（鳥取高等農業學校教授若木禮譯「ルイイ」
ス屬領統治論」昭和十二年 叢文閣發行）

小林巳智次氏著

「農業法研究」批評

土屋 四郎

本學農學部が他大學の農學部に率先して農林法律學講座を設置した事は當事者の卓見とも稱し得べく、又一方農學或は農業界に寄與する所多く他方公法私法兩域に互つて法律學に貢獻する所大なるものがあつたのである。農業經濟學科に於ける教育は先づ固有の農學經濟學等の外更に法律學を加へることによつて體様を得たのであり、更に農林法の獨立によつて畫龍點睛の満足を得たのである。然し農業法と林業法との領域は一考するだに廣汎なるものであつて之を體系づけるには非常なる學識と努力とを要する。著者は此の困難に打克ち、從來單なる彙類編纂的なる農業法に關する著書に幻惑さるゝことなく、宛も土地を開拓する如く農林法學の沃野に根本より鋤を下され、或は深く堀下げ或は地均しをして漸く農業法の眼界を一望豁達ならしめたのである。其の總括的體系は樹立され整備されて最近新法學全集第廿一回及び第廿二回中に「農業法」